

日医発第524号（保険）
令和6年6月14日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

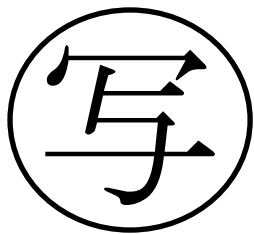
「柔道整復師の施術に係る療養費について」等の一部改正等について

柔道整復師の施術に係る療養費につきましては、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において、療養費の改定や中長期的な議題が議論されているところであります。

今般、明細書交付義務化対象施術所の範囲を拡大し、長期・頻回受療に係る料金を適正化することとし、令和6年10月1日より適用することが示され、関連通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。（詳細につきましては添付資料をご参照ください。）

[添付資料]

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令6.5.29 保発0529第3号 厚生労働省保険局長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について
(令6.5.29 保発0529第4号 厚生労働省保険局長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正について
(令6.5.29 保医発0529第1号 厚生労働省保険局医療課長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令6.5.29 保医発0529第2号 厚生労働省保険局医療課長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について
(令6.5.29 保医発0529第3号 厚生労働省保険局医療課長)
- ・柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について
(令6.5.31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)



保 発 0529 第 3 号

令和 6 年 5 月 29 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知）について、明細書交付義務化対象施術所の範囲を拡大し、長期・頻回受療に係る料金を適正化するため、その一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

ただし、改正前の別添 1 別紙の様式第 5 号及び別添 2 の様式第 5 号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 22 年5月 24 日付け保発 0524 第2号)

○別添 1 別紙の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
別紙	別紙
第 1 章・第 2 章 (略)	第 1 章・第 2 章 (略)
第 3 章 保険施術の取扱い	第 3 章 保険施術の取扱い
16～18 (略)	16～18 (略)
(療養費の算定、一部負担金の受領等)	(療養費の算定、一部負担金の受領等)
19 丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(以下「算定基準」という。)により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。	19 丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(以下「算定基準」という。)により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。
なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。	なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。
ただし、 <u>算定基準の備考 4. ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、備考 5. により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</u>	ただし、 <u>算定基準の備考 5. により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</u>
また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。	また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

(領収証及び明細書の交付) 20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。 また、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している<u>施術所</u>においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない<u>施術所</u>においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。 21～25 (略) 第4章～第8章 (略) 第9章 患者ごとの償還払いへの変更 (保険者等の行う通知・確認等) 46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。 (1) (略)	(領収証及び明細書の交付) 20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。 また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している<u>施術所</u>であって、<u>常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所</u>においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない<u>施術所</u>においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。 21～25 (略) 第4章～第8章 (略) 第9章 患者ごとの償還払いへの変更 (保険者等の行う通知・確認等) 46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。 (1) (略)
---	---

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。 ①～④ （略） ⑤ <u>長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考4. ただし書に規定する場合に該当する患者）</u> (3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、文書だけでなく、電話又は面会により、当該患者に対し、<u>照会に回答しない理由（⑤に該当する患者は除く。）</u>とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。	(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。 ①～④ （略） ⑤ <u>（新設）</u> (3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から④までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、文書だけでなく、電話又は面会により、当該患者に対し、<u>照会に回答しない理由</u>とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。
---	---

(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。 (5) (略) 47～53 (略) 第10章 (略)	(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から④までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。 (5) (略) 47～53 (略) 第10章 (略)
--	---

(様式第1号) ~ (様式第4号) (略)

[illegible]

(様式第1号) ~ (様式第4号) (略)

[illegible]

(様式第6号)～(様式第8号)(略)

(様式第9号)

令和○年○月○日

○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)

〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和○年○月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

あなたに対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

適切に柔道整復の施術を受けていただきますようお願いいたします。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

＜償還払いへの変更の対象となる事例＞

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第6号)～(様式第8号)(略)

(様式第9号)

令和○年○月○日

○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)

〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和○年○月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

あなたに対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

適切に柔道整復の施術を受けていただきますようお願いいたします。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

＜償還払いへの変更の対象となる事例＞

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第9号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知（施術管理者用）

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた（氏名）について、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

（氏名）に対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い（患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い）に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第9号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知（施術管理者用）

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた（氏名）について、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

（氏名）に対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い（患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い）に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保 険 者 等 名 〇〇〇〇〇〇

償還払い変更通知（被保険者等用）

〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

- あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い（患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い）に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

- つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術所において施術を受ける場合は、この「償還払い変更通知（被保険者等用）」を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書により、ご自身で（保険者等名）まで療養費を請求してください。

＜償還払いへの変更の対象となる事例＞

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

（照会先）
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保 険 者 等 名 〇〇〇〇〇〇

償還払い変更通知（被保険者等用）

〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

- あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い（患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い）に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

- つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術所において施術を受ける場合は、この「償還払い変更通知（被保険者等用）」を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書により、ご自身で（保険者等名）まで療養費を請求してください。

＜償還払いへの変更の対象となる事例＞

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

（照会先）
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号の 2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (施術管理者用)

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた下記の (氏名) については、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ (氏名) に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い (患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い) に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に (氏名) に施術を行う場合は、当該者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該者に手交してください。

<償還払いに変更する被保険者等>

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術 (柔道整復師による自身に対する施術) に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術 (柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術) を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期間かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)

保険者等名

電話番号

担当者

(様式第 11 号)・(様式第 11 号の 2) (略)

(様式第 10 号の 2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (施術管理者用)

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた下記の (氏名) については、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ (氏名) に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い (患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い) に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に (氏名) に施術を行う場合は、当該者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該者に手交してください。

<償還払いに変更する被保険者等>

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術 (柔道整復師による自身に対する施術) に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術 (柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術) を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)

保険者等名

電話番号

担当者

(様式第 11 号)・(様式第 11 号の 2) (略)

○別添 2 の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
受領委任の取扱規程	受領委任の取扱規程
第 1 章・第 2 章 (略)	第 1 章・第 2 章 (略)
第 3 章 保険施術の取扱い	第 3 章 保険施術の取扱い
16～18 (略)	16～18 (略)
(療養費の算定、一部負担金の受領等) 19 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(以下「算定基準」という。)により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。 なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。 ただし、<u>算定基準の備考 4. ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、備考 5. に</u>より算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。 また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。	(療養費の算定、一部負担金の受領等) 19 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(以下「算定基準」という。)により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。 なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。 ただし、<u>算定基準の備考 5. に</u>より算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。 また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

(領収証及び明細書の交付) 20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。 また、<u>明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所</u>においては、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。 21～25 (略) 第4章～第8章 (略) 第9章 患者ごとの償還払いへの変更 (保険者等の行う通知・確認等) 46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。 (1) (略)	(領収証及び明細書の交付) 20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。 また、<u>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所</u>においては、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。 21～25 (略) 第4章～第8章 (略) 第9章 患者ごとの償還払いへの変更 (保険者等の行う通知・確認等) 46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。 (1) (略)
--	---

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。 ①～④ （略） ⑤ <u>長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考4．ただし書に規定する場合に該当する患者）</u> (3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、<u>照会に回答しない理由（⑤に該当する患者は除く。）</u>とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。	(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。 ①～④ （略） ⑤ <u>（新設）</u> (3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から④までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、<u>照会に回答しない理由</u>とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。
---	--

(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。 (5) (略) 47～53 (略) 第10章 (略)	(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から④までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。 (5) (略) 47～53 (略) 第10章 (略)
--	---

(様式第1号) ~ (様式第4号) (略)

[illegible]

(様式第1号) ~ (様式第4号) (略)

柔道整復療養費支給申請書																				都道府県番号		施設機関コード																							
令和 年 月 分																				保険者番号																									
記号・番号																																													
公費負担者番号		公費負担医療の受給者番号①																		保険1.傷		2.超		3.共		4.療養費		5.本人		6.高1		給付割合													
公費負担者番号		公費負担医療の受給者番号②																		保険1.傷		2.超		3.共		4.療養費		5.本人		6.高1		給付割合													
被保険者氏名		氏名																		住所																									
世帯主・組合員の受給者		住所																																											
療養を受けた者の氏名																				生 年 月 日		負傷の原因																							
1男 1明 2大 3暗 4平 5命																																													
2女																				年 月 日																									
負 傷 名																				負傷年月日		初療年月日		施設開始年月日		施設終了年月日		実日数		転 帰															
(1)																														治療・中止・転医															
(2)																														治療・中止・転医															
(3)																														治療・中止・転医															
(4)																														治療・中止・転医															
(5)																														治療・中止・転医															
経 過																				請求区分		新規・継続																							
施設日																				1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																									
初療日																				円		初療時相談支援料		円		往療料 km		円		金庫副子加算		円		施設情報提供料		円		明細書発行体制加算		円		計		円	
加算(休日・深夜・時間外)																				円		再療料		円		加算(夜間・難治・暴行等)		円		柔道整復運動後療料		円													
整復料・固定料・治療料																				(1) 円		(2) 円		(3) 円		(4) 円		(5) 円		計		円		計		円		計		円		計		円	
部位 %																				速須開始		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
[1] 100																				—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
[2] 100																				—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
[3] 80																				—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
[4] 100																				—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
[5] 80																				—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
[6] 100																				—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
要 要																																													
合 計																																													
一部負担金																																													
請求金額																																													
金庫副子加算																				1回目		2回目		3回目		柔道整復運動後療料加算		目		目		目		目		目		目		目		目		目	
明細書発行体制加算																				目		目		目		目		目		目		目		目		目		目		目		目			
支払区分																				請求の経路		金融機関		銀行		本店		支店		口座		名称		口座		番号		番号		番号		番号			
1:福祉																				1:普通		2:福祉		3:福祉		4:福祉		5:福祉		6:福祉		7:福祉		8:福祉		9:福祉		10:福祉		11:福祉		12:福祉			
1:福祉																				1:普通		2:福祉		3:福祉		4:福祉																			

(様式第5号の2)

柔道整復施術療養費支給申請書(償還払い用) (令和 年 月分)

被保険者証等の 記号番号																																	
療養を受けた者の氏名		生 年 月 日		負傷の原因																													
1男 2女		1男 2女 3昭 4平 5令																															
年 月 日		年 月 日																															
負 傷 名		負 傷 年 月 日	初 検 年 月 日	施術開始年月日	施術終了年月日																												
(1)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
(2)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
(3)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
(4)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
(5)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
経 過		請求 区分																															
新規・継続																																	
施術日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
初検料		円		初検時相談 支援料		円		往療料		km		円		金属副子等 加算		円		加算(夜間・難路・暴風雨雪) 運動後療料		円		加算(休日・深夜・時間外) 再検料		円		計		円					
整復料・固定料・施療料		(1)		円		(2)		円		(3)		円		(4)		円		(5)		円		計		円		計		円					
部位		通減		通減開始		後療料		冷電法料		温電法料		電療料		計		円		多部位		計		円		長期		計		円					
(1)		100		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
(2)		100		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
(3)		60		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
(4)		60		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
(5)		100		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
合 計																																	
金風副子等		1回目		2回目		3回目		未道整復運動 後療料加算日																									
明細書発行体制加算		加算日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日	
上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。		令和 年 月 日		住所 〒 -		申請者 (被保険者) 氏名		電話																									
支払区分		1:振込		2:当座		3:通知		4:別段		振金の種類		金融機関		銀行		本店		支店		支店		支店		支店		支店		支店		支店			
口座		1:普通		2:当座		3:通知		4:別段		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座			
口座		1:普通		2:当座		3:通知		4:別段		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座			
上記のとおり施術し、その費用を領収しました。		令和 年 月 日		所在地 〒		施術所 名称		電話		登録番号		フリガナ		氏 名		受取代理人 (被保険者) 氏名		住所		電話		住所		電話		住所		電話		住所			
柔道整復師 氏 名																																	

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第5号の2)

柔道整復施術療養費支給申請書(償還払い用) (令和 年 月分)

被保険者証等の 記号番号																																	
療養を受けた者の氏名		生 年 月 日		負傷の原因																													
1男 2女		1男 2女 3昭 4平 5令																															
年 月 日		年 月 日																															
負 傷 名		負 傷 年 月 日	初 検 年 月 日	施術開始年月日	施術終了年月日																												
(1)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
(2)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
(3)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
(4)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
(5)		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																												
経 過		請求 区分																															
新規・継続																																	
施術日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
初検料		円		初検時相談 支援料		円		往療料		km		円		金属副子等 加算		円		加算(夜間・難路・暴風雨雪) 運動後療料		円		加算(休日・深夜・時間外) 再検料		円		計		円					
整復料・固定料・施療料		(1)		円		(2)		円		(3)		円		(4)		円		(5)		円		計		円		計		円					
部位		通減		通減開始		後療料		冷電法料		温電法料		電療料		計		円		多部位		計		円		長期		計		円					
(1)		100		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
(2)		100		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
(3)		60		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
(4)		60		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
(5)		100		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
合 計																																	
金風副子等		1回目		2回目		3回目		未道整復運動 後療料加算日																									
明細書発行体制加算		加算日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日	
上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。		令和 年 月 日		住所 〒 -		申請者 (被保険者) 氏名		電話																									
支払区分		1:振込		2:当座		3:通知		4:別段		振金の種類		金融機関		銀行		本店		支店		支店		支店		支店		支店		支店		支店			
口座		1:普通		2:当座		3:通知		4:別段		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座			
口座		1:普通		2:当座		3:通知		4:別段		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座		口座			
上記のとおり施術し、その費用を領収しました。		令和 年 月 日		所在地 〒		施術所 名称		電話		登録番号		フリガナ		氏 名		受取代理人 (被保険者) 氏名		住所		電話		住所		電話		住所		電話		住所			
柔道整復師 氏 名																																	

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(様式第6号)～(様式第8号)(略)

(様式第9号)

令和○年○月○日

○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)

〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和○年○月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

あなたに対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

適切に柔道整復の施術を受けていただきますようお願いいたします。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第6号)～(様式第8号)(略)

(様式第9号)

令和○年○月○日

○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)

〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和○年○月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

あなたに対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

適切に柔道整復の施術を受けていただきますようお願いいたします。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第9号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知（施術管理者用）

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた（氏名）について、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

（氏名）に対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い（患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い）に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第9号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知（施術管理者用）

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた（氏名）について、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当する可能性がありますので、通知します。

（氏名）に対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い（患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い）に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保 険 者 等 名 〇〇〇〇〇〇

償還払い変更通知（被保険者等用）

〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

- あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い（患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い）に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

- つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術所において施術を受ける場合は、この「償還払い変更通知（被保険者等用）」を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書により、ご自身で（保険者等名）まで療養費を請求してください。

＜償還払いへの変更の対象となる事例＞

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

（照会先）
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
保 険 者 等 名 〇〇〇〇〇〇

償還払い変更通知（被保険者等用）

〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和〇年〇月に柔道整復の施術所において施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の〇番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

- あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い（患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い）に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

- つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術所において施術を受ける場合は、この「償還払い変更通知（被保険者等用）」を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書により、ご自身で（保険者等名）まで療養費を請求してください。

＜償還払いへの変更の対象となる事例＞

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

（照会先）
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第 10 号の 2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (施術管理者用)

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた下記の (氏名) については、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ (氏名) に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い (患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い) に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に (氏名) に施術を行う場合は、当該者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該者に手交してください。

<償還払いに変更する被保険者等>

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術 (柔道整復師による自身に対する施術) に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術 (柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術) を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- 5 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

(照会先)

保険者等名

電話番号

担当者

(様式第 11 号)・(様式第 11 号の 2) (略)

(様式第 10 号の 2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)

施術管理者 ○○ ○○ 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○

保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (施術管理者用)

〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた下記の (氏名) については、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の○番に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ (氏名) に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い (患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い) に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に (氏名) に施術を行う場合は、当該者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該者に手交してください。

<償還払いに変更する被保険者等>

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術 (柔道整復師による自身に対する施術) に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術 (柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術) を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

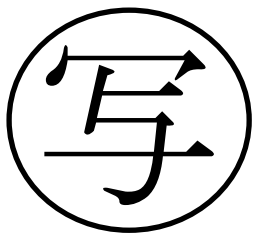
(照会先)

保険者等名

電話番号

担当者

(様式第 11 号)・(様式第 11 号の 2) (略)



保 発 0529 第 4 号

令和 6 年 5 月 29 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号厚生省保険局長通知）について、その一部を別紙のとおり改正する。

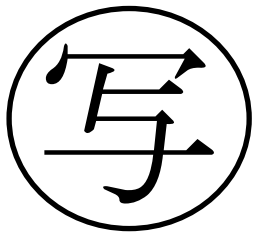
なお、初検、往療及び再検の初検料及び備考 1 の電療料に係る改正は令和 6 年 6 月 1 日施術分から適用し、備考 4 及び備考 9 に係る改正は令和 6 年 10 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号)

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前																				
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>初検、往療及び再検</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td><td><u>1,550</u> 円</td></tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td><td>100 円</td></tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td><td>2,300 円</td></tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td><td>410 円</td></tr> </tbody> </table> 注 1. ～ 6. (略) 備考 1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して 7 日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して 5 日間を除き、1 回につきそれぞれ 75 円又は <u>33 円</u>を加算する。 備考 2. ～ 3. (略)	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	<u>1,550</u> 円	2. 初検時相談支援料	100 円	3. 往 療 料	2,300 円	4. 再 検 料	410 円	柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>初検、往療及び再検</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td><td><u>1,520</u> 円</td></tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td><td>100 円</td></tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td><td>2,300 円</td></tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td><td>410 円</td></tr> </tbody> </table> 注 1. ～ 6. (略) 備考 1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して 7 日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して 5 日間を除き、1 回につきそれぞれ 75 円又は <u>30 円</u>を加算する。 備考 2. ～ 3. (略)	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	<u>1,520</u> 円	2. 初検時相談支援料	100 円	3. 往 療 料	2,300 円	4. 再 検 料	410 円
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	<u>1,550</u> 円																				
2. 初検時相談支援料	100 円																				
3. 往 療 料	2,300 円																				
4. 再 検 料	410 円																				
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	<u>1,520</u> 円																				
2. 初検時相談支援料	100 円																				
3. 往 療 料	2,300 円																				
4. 再 検 料	410 円																				

備考4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の<u>100分の75</u>に相当する額により算定する。 <u>ただし、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。</u> 備考5. ～8.（略） 備考9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは<u>明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書は無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書は無償で患者に交付した場合は、令和6年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、10円を算定する。</u>	備考4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の<u>100分の80</u>に相当する額により算定する。 備考5. ～8.（略） 備考9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは<u>明細書は無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書は無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書は無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、13円を算定する。</u>
---	--



保医発 0529 第 1 号

令和 6 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

「「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」（令和 6 年 5 月 29 日付け保発 0529 第 4 号）が通知され、明細書交付義務化対象施術所の範囲を拡大し、長期・頻回受療に係る適正化を図ることとなり、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成 9 年 4 月 17 日付け保険発第 57 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号)

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項 第1～第4 (略) 第5 その他の施術料 1～3 (略) 4 その他の事項 (1)～(3) (略) (4) <u>長期・頻回の施術の場合の算定方法</u> ア <u>長期に係る減額措置及び長期・頻回に係る減額措置について</u> は、各部位ごとにその初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月)から起算するものとする。 イ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。 ウ <u>長期・頻回の施術については、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができること。</u> <u>ただし、柔道整復師が扱う脱臼、打撲及び捻挫が国の公費負担医療制度の受給対象となる場合は、患者からの特別の料金の徴収については認められないものであること。</u> エ <u>患者から特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、当該特別の料金に係る施術の内容、料金等を施術所内の見やすい場所に明示するものとする。</u> オ <u>特別の料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金の設定は行わないこと。</u>	別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項 第1～第4 (略) 第5 その他の施術料 1～3 (略) 4 その他の事項 (1)～(3) (略) (4) <u>長期施術の場合の算定方法</u> ア <u>長期に係る減額措置</u>については、各部位ごとにその初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月)から起算するものとする。 イ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。 (新設) (新設) (新設)

カ 当該施術を行い、患者から特別の料金を徴収した場合は、その旨を施術録に記載しておくこと。

(5)～(8) (略)

(9) 明細書発行体制加算

ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書が無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書が無償で患者に交付した場合に、令和6年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ (略)

ウ 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号）」別添1別紙の20又は別添2の20において明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所（以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。）であつて、明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、レセプトコンピュータ設置の有無及び当該レセプトコンピュータの明細書交付機能の有無並びに明細書を有償で交付する施術所である旨等について、別紙様式3の1Ⅱ（明細書有償交付の実施に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

なお、当該届出を行った明細書交付義務化対象外施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、その旨を別紙様式3の1Ⅲ（明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

(新設)

(5)～(8) (略)

(9) 明細書発行体制加算

ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書が無償で交付する施術所である旨を別紙様式3により、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書が無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書が無償で患者に交付した場合に、令和4年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ (略)

ウ アの届出を行った施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書が無償で交付する施術所ではなくなった場合は、速やかに、その旨を別紙様式4により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

エ 厚生労働省においては、ウの別紙様式 3 の 1 II の届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月 10 日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

なお、ウの別紙様式 3 の 1 III の届出に基づき、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、届出が行われた日の属する月の翌月 10 日頃までに厚生労働省のホームページから当該施術所名等を削除する。

第 6 ～ 第 8 （略）

エ 厚生労働省においては、ア及びウの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月 10 日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

第 6 ～ 第 8 （略）

(別紙様式 1)・(別紙様式 2) (略)

(令和 6 年 9 月 1 日削除)

(別紙様式 1)・(別紙様式 2) (略)

(別紙様式 3)

明細書無償交付の実施設術所に係る届出書

令和 年 月 日

施 術 所 名 _____
施術所の所在地 _____
電 話 番 号 _____
施 術 管 理 者 名 _____
登 録 記 号 番 号 _____

〇〇厚生(支)局長 様

(この届出書は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

当施設所は、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしましたので、届け出ます。

なお、当施設所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況(ア又はイに○を記載)

※ アでもイでも明細書発行体制加算の請求は可能です。

ア 明細書の無償交付義務化の対象施設所であり、明細書の無償交付を実施する。(注 1)

イ 明細書の無償交付義務化の対象施設所ではないが、明細書の無償交付を実施する。(注 2)

2. 施設所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無(ア又はイに○を記載)

ア 使用している

イ 使用していない

(2) 常勤職員の数

() 人

注 1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施設所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が 3 人以上である施設所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注 2 注 1 に該当しない施設所であっても、施設所の判断により、明細書の無償交付を実施する施設所とすることができます。(この場合も、明細書発行体制加算を請求できます)

注 3 施設所の状況に変化があった場合(例:常勤職員数の変更等)であっても、明細書の無償交付の実施を継続する場合は、変更の届出をする必要はありません。ただし、明細書の無償交付の実施を取りやめる場合は、「明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書」(別紙様式 4)を提出してください。

注 4 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書を無償で交付する施設所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施設管理者名、施設管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

(削除)

(別紙様式4)

明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書

令和 年 月 日

施 術 所 名 _____
施術所の所在地 _____
電 話 番 号 _____
施 術 管 理 者 名 _____
登 録 記 号 番 号 _____

〇〇厚生(支)局長 様

(この届出書は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

当施術所は、明細書の無償交付を実施する施術所として届出をしていましたが、明細書の無償交付の実施を取りやめますので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況(ア又はイに○を記載)

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であったが、義務化の対象施術所でなくなったので、明細書の無償交付の実施を取りやめる。(注1)

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないものの、明細書の無償交付を実施していたが、明細書の無償交付の実施を取りやめる。(注2)

2. 施術所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無(ア又はイに○を記載)

ア 使用している
イ 使用していない

(2) 常勤職員の数
() 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。(この場合も、明細書発行体制加算を請求できます)

注3 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書の無償交付を取りやめた施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

(表)

(別紙様式3の1)

明細書交付義務化対象外施術所に関する届出書

厚生（支）局長 様

この届出書は、地方厚生（支）局（地方厚生（支）局が所在しない都府県にあっては地方厚生（支）局都府県事務所）へ提出してください。（※Ⅰの記載は必須。Ⅱ又はⅢは、該当する届出にチェックのうえ該当選択）

Ⅰ. 届出施術所の基本情報（※必須）

①施術所の名称			
②施術所の所在地	〒	—	都道府県 市区町村
③電話番号			
④施術管理者名			
⑤登録記号番号			

☐ Ⅱ. 明細書有償交付の実施に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページに明細書を有償で交付する施術所名等を掲載（明細書発行体制加算の算定及び請求はできない。）。

⑥明細書交付義務化対象外の理由（下記ア又はイから選択）	ア	イ	
ア. レセプトコンピュータを設置していない施術所			
イ. 明細書交付機能が付与されていないレセプトコンピュータを設置している施術所			
⑦明細書交付方法（下記ウ～オから選択）	ウ	エ	オ
ウ. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付（パソコン等）			
エ. 明細書は手書きにより交付			
オ. その他（上記ウ. 及びエ. の混合により交付等を含む）			

☐ Ⅲ. 明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページから施術所名等を削除（明細書の無償交付を開始する場合、届出日の翌月施術分から明細書発行体制加算の算定及び請求が可能となる。）。

⑧厚生労働省HPから施術所名等を削除する理由（下記A～Cから選択）	A	B	C
A. 明細書交付義務化対象外施術所（上記Ⅱの届出を行った施術所）であるが、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしたため			
B. 明細書交付義務化対象外施術所（上記Ⅱの届出を行った施術所）であるが、明細書交付義務化対象施術所（明細書交付機能が付与されたレセコンを設置）となるため			
C. 施術所の廃止等によるため			
⑨明細書交付方法（※上記Aに該当する場合、下記D～Fから選択）	D	E	F
D. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付（パソコン等）			
E. 明細書は手書きにより交付			
F. その他（上記D. 及びE. の混合により交付等を含む）			

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日 施術管理者名

(新設)

(裏)

注1 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています(この場合、明細書発行体制加算を算定(請求)できます。)

注2 上記、注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、全ての患者に明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます(この場合、明細書発行体制加算を算定(請求)できます。)

注3 上記、注1又は注2に該当する施術所及び注2に該当し、患者の求めに応じ明細書を無償で交付する施術所は、地方厚生(支)局長への届出を提出する必要はありません。

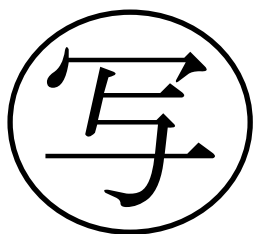
注4 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置しておらず、明細書を有償で交付する施術所は、「Ⅱ. 明細書有償交付の実施に関する届出」を提出する必要があります。

注5 上記、注4の届出を行った施術所については、保険給付を適切に実施するため、当該届出内容に基づき、明細書を有償で交付する施術所名、施術所の所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号及び届出書の届出日を厚生労働省ホームページに掲載します。

注6 上記、注4の施術所届出内容に変更があった場合(例: アからイへの変更又はウ、エ及びオについて他交付方法への該当変更)であっても、明細書の有償交付の実施を継続する場合は、届出内容の変更届出を提出する必要はありません。

注7 上記、注4の届出を行った施術所が、明細書を無償で交付する場合又は施術所廃止等となる場合は、「Ⅲ. 明細書無償交付の実施(変更)」等に関する届出」を提出する必要があります。当該届出を行った施術所については、上記、注5により厚生労働省ホームページに掲載している施術所名等を削除します。

別添	別添
施術録の記載・整備事項	施術録の記載・整備事項
1 施術録の記載項目 (1)～(9) (略) (10) 施術明細 ①～③ (略) ④ <u>一部負担金、長期・頻回の特別の料金、長期・多部位の定額料金等</u>、窓口徴収の金額は正確に記入すること。 ⑤ (略) (11)・(12) (略) 2 (略)	1 施術録の記載項目 (1)～(9) (略) (10) 施術明細 ①～③ (略) ④ <u>一部負担金、長期・多部位の定額料金等</u>、窓口徴収の金額は正確に記入すること。 ⑤ (略) (11)・(12) (略) 2 (略)



保医発 0529 第 2 号

令和 6 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」（令和 6 年 5 月 29 日付け保発 0529 第 4 号）が通知され、長期・頻回受療に係る適正化を図ることとなり、柔道整復施術療養費支給申請書の取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

ただし、改正前の別紙別添の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
別紙	別紙
柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）	柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 記載上の留意事項	第 2 記載上の留意事項
1 （略）	1 （略）
2 施術の内容欄	2 施術の内容欄
（1）～（8）（略）	（1）～（8）（略）
<u>（9） 「継続月数」 欄について</u>	<u>（新設）</u>
<u>初検日を含む月（ただし、初検の日が月の 16 日以降の場合にあつては、当該月の翌月）以降の連続する期間において 1 月につき 10 回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた継続月数（初回月は「1」を記載。）を記載すること。</u>	
<u>なお、当該継続月数が五ヶ月を超えている施術（六ヶ月目）については、継続月数は「6」と記載し、以降、1 月あたりの施術回数が 10 回未満の場合であっても、当該負傷部位が治癒・中止・転医する月まで、引き続き、継続月数を記載すること。</u>	
<u>（10） 「転帰」 欄について</u>	<u>（9） 「転帰」 欄について</u>
（略）	（略）
<u>（11） 「経過」 欄について</u>	<u>（10） 「経過」 欄について</u>
（略）	（略）
<u>（12） 「請求区分」 欄について</u>	<u>（11） 「請求区分」 欄について</u>
（略）	（略）
<u>（13） 「施術日」 欄について</u>	<u>（12） 「施術日」 欄について</u>
（略）	（略）
<u>（14） 「初検料」 欄について</u>	<u>（13） 「初検料」 欄について</u>
（略）	（略）
<u>（15） （略）</u>	<u>（14） （略）</u>
<u>（16） （略）</u>	<u>（15） （略）</u>

(17) 「往療料」欄について (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) 「整復料・固定料・施療料」欄、「通減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄、「頻回」欄及び右側の「計」欄について ①～⑦ (略) ⑧ 「長期」欄には、五か月を超える施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)に係るものについて、<u>長期通減率(〇・七五)</u>を該当欄に記載すること。 ⑨ 「頻回」欄には、<u>1月あたり10回以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を五ヶ月継続している施術(継続月数欄の記載が5以上)について、翌月(六ヶ月目)の当該施術から、長期頻回通減率(〇・五)を該当欄に記載すること。なお、この場合、上記⑧「長期」欄の長期通減率の記載は不要とすること。</u> ⑩ 右側の「計」欄には、多部位の通減のない負傷部位については左側の「計」欄の金額に<u>長期通減率(〇・七五)又は長期頻回通減率(〇・五)を乗じた金額を、多部位の通減がある負傷部位については中央の「計」欄の金額に長期通減率(〇・七五)又は長期頻回通減率(〇・五)を乗じた金額を、長期通減に該当しない負傷部位については長期通減率を乗じない金額を、それぞれ該当欄に記載すること。</u> 通減率を乗じた金額に一元未満の端数が生じた場合は、その小数点以下一桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。 (22) 「摘要」欄について (略) (23) 「一部負担金」欄について (略) (24) その他 (略) 3～6 (略)	(16) 「往療料」欄について (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) 「整復料・固定料・施療料」欄、「通減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄及び右側の「計」欄について ①～⑦ (略) ⑧ 「長期」欄には、五か月を超える施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)に係るものについて、<u>長期通減率(〇・八)</u>を該当欄に記載すること。 <u>(新設)</u> ⑨ 右側の「計」欄には、多部位の通減のない負傷部位については左側の「計」欄の金額に<u>長期通減率(〇・八)を乗じた金額を、多部位の通減がある負傷部位については中央の「計」欄の金額に長期通減率(〇・八)を乗じた金額を、長期通減に該当しない負傷部位については長期通減率を乗じない金額を、それぞれ該当欄に記載すること。</u> 通減率を乗じた金額に一元未満の端数が生じた場合は、その小数点以下一桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。 (21) 「摘要」欄について (略) (22) 「一部負担金」欄について (略) (23) その他 (略) 3～6 (略)
---	---

(別添)

柔道整復施術療養費支給申請書										都道府県番号		施療機関コード													
令和 年 月 分										保険者番号				記号・番号											
公費負担者番号①										公費負担医療の受給者番号①				保険者番号		記号・番号									
公費負担者番号②										公費負担医療の受給者番号②				保険者番号		記号・番号									
被保険者氏名										住所				生 年 月 日		負傷の原因									
世帯主・組合員の受給者										住所				生 年 月 日		負傷の原因									
療養を受けた者の氏名										生 年 月 日				負傷の原因											
1男 1明 2大 3昭 4平 5令										2女				年 月 日											
負 傷 名										負 傷 年 月 日				初 検 年 月 日		施 療 開 始 年 月 日		施 療 終 了 年 月 日		第 1 回 診 察 日		転 入 日			
(1)										・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・			
(2)										・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・			
(3)										・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・			
(4)										・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・			
(5)										・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・			
経 過														請求区分		新規・継続									
施術日										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31															
初検料 円										往診料 km 回				金風刷子等 回		施療指導提供料 回		明細書発行体制加算 円		計		円			
加算(休日・深夜・時間外) 円										再検料 円				加算(夜間・嚔路・暴風雨等) 円		柔道整復運動後療料 円		回 円		計		円			
整復料・固定料・施療料										(1) 円				(2) 円		(3) 円		(4) 円		(5) 円		計 円			
部位										通減開始 日				通減開始 日		後療料 日		冷療法料 日		温療法料 日		電療料 日		計 日	
(1) 100										—				—		—		—		—		—		—	
(2) 100										—				—		—		—		—		—		—	
(3) 60										—				—		—		—		—		—		—	
(4) 100										—				—		—		—		—		—		—	
(5) 60										—				—		—		—		—		—		—	
(6) 100										—				—		—		—		—		—		—	
摘 要														合 計		円		円		円		円			
														一部負担金		円		円		円		円			
														請求金額		円		円		円		円			
金風刷子等 1回目 2回目 3回目										加算日 日 日 日				柔道整復運動後療料加算日 日 日 日 日 日 日 日 日											
明細書発行体制加算 加算日 日																									
支払区分										療養の機関				金風刷子等				療養の機関				療養の機関			
①: 都道府県										②: 市町村				③: 支店				④: 支店				⑤: 支店			
⑥: 支店										⑦: 支店				⑧: 支店				⑨: 支店				⑩: 支店			
⑪: 支店										⑫: 支店				⑬: 支店				⑭: 支店				⑮: 支店			
⑯: 支店										⑰: 支店				⑱: 支店				⑲: 支店				⑳: 支店			
⑳: 支店										㉑: 支店				㉒: 支店				㉓: 支店				㉔: 支店			
㉕: 支店										㉖: 支店				㉗: 支店				㉘: 支店				㉙: 支店			
㉚: 支店										㉛: 支店				㉜: 支店				㉝: 支店				㉞: 支店			
㉟: 支店										㊱: 支店				㊲: 支店				㊳: 支店				㊴: 支店			
㊵: 支店										㊶: 支店				㊷: 支店				㊸: 支店				㊹: 支店			
㊺: 支店										㊻: 支店				㊼: 支店				㊽: 支店				㊾: 支店			
㊿: 支店										㊽: 支店				㊾: 支店				㊿: 支店				㊽: 支店			
㊽: 支店										㊾: 支店				㊿: 支店				㊽: 支店				㊾: 支店			
㊿: 支店										㊽: 支店				㊾: 支店				㊿: 支店				㊽: 支店			
㊽: 支店										㊾: 支店				㊿: 支店				㊽: 支店				㊾: 支店			

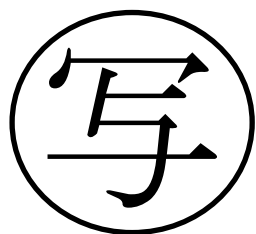
備考 この用紙は、A列4番とすること。 (※は保険者使用欄)

(別添)

[illegible]

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(※は保険者使用欄)



保医発 0529 第 3 号

令和 6 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」（令和 6 年 5 月 29 日付け保発 0529 第 3 号）が通知され、明細書交付義務化対象施術所の範囲が拡大されたところであるが、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号)

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 (略) 2 領収証及び明細書の交付について (1) 領収証の交付について (略) (2) 明細書の交付について ① <u>明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所</u> ア 明細書の無償交付 <u>令和 6 年 10 月 1 日以降の施術分から、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u> イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 (略) ウ 施術所内の掲示 (略) エ (削除) オ (削除)	1 (略) 2 領収証及び明細書の交付について (1) 領収証の交付について (略) (2) 明細書の交付について ① <u>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所</u> ア 明細書の無償交付 <u>令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u> イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 (略) ウ 施術所内の掲示 (略) エ <u>地方厚生(支)局長への届出</u> <u>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成 9 年 4 月 17 日付け保険発第 57 号厚生省保険局医療課長通知)の別紙の第 5 の 4 の(9)の アに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式 3 により、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。</u> オ <u>保険者等への情報提供</u> <u>厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月 10 日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。</u>

② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書が無償で交付することとする施術所

ア 明細書の無償交付

(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

(略)

ウ 施術所内の掲示

(略)

エ 地方厚生（支）局長への届出

明細書発行体制加算の算定に当たっては、届出は要しないこと。

ただし、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のウに基づき、別紙様式3の1Ⅱにより地方厚生（支）局長に届出を行っている施術所については、明細書の無償交付を開始する月（明細書発行体制加算を算定する月）の前月末日までに、同通知の別紙様式3の1Ⅲにより、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エのただし書に規定する届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、厚生労働省のホームページ掲載から当該施術所名等を削除する。

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付

(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

(略)

ウ 施術所内の掲示

(略)

② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書が無償で交付することとする施術所

ア 明細書の無償交付

(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

(略)

ウ 施術所内の掲示

(略)

エ 地方厚生（支）局長への届出

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のアに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書が無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付

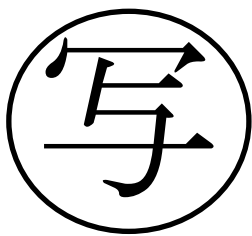
(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

(略)

ウ 施術所内の掲示

(略)



事 務 連 絡
令和6年5月31日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	} 御中
---	------

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和6年5月29日付け保発0529第3号）が通知され、明細書交付義務化対象施術所の範囲の拡大及び長期・頻回受療に係る適正化を図ることとされたため、下記の事務連絡を別添のとおり改正し、令和6年10月1日から適用いたしますのでご連絡いたします。

つきましては、関係者に周知いただくとともに、窓口での相談対応等において個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

記

- ・別添1 明細書交付義務化対象施術所の拡大について、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和4年5月27日付け事務連絡）」及び「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）（令和4年8月30日付け事務連絡）」の一部改正
- ・別添2 長期・頻回受療の適正化に係る疑義解釈（事務連絡）

以上

(別添 1)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」

(令和 4 年 5 月 27 日付け事務連絡)

(令和 6 年 5 月 31 日付け一部改正)

【明細書関係】

(問 1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用して
いる施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所においては、
正当な理由がない限り、明細書が無償で交付することとされたが、「常
勤職員」とは、どのような者を指すのか。

(答)

「常勤職員」とは、原則として各施術所で作成する就業規則において定めら
れた勤務時間※の全てを勤務する者を指すものである。なお、柔道整復師に限
らず、事務職員等も含むものである。

※ 就業規則を作成していない場合は、各施術所の一般的な労働者の労働
契約における勤務時間

(令和 6 年 10 月 1 日削除)

(問 2) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用して
いる施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所においては、
正当な理由がない限り、明細書が無償で交付することとされたが、「正
当な理由」とは何か。

(答)

「正当な理由」とは、患者本人から不要の申出があった場合である。

(令和 6 年 10 月 1 日削除)

(問 2-1) 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設
置している施術所においては、正当な理由がない限り、明細書が無償で交
付しなければならないが、「正当な理由」とは何か。

(答)

「正当な理由」とは、患者本人から不要の申出があった場合である。

(問 3) ～ (問 11) (略)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その２）」

（令和４年８月３０日付け事務連絡）

（令和６年５月３１日付け一部改正）

【明細書関係】

（問１）「明細書無償交付の実実施術所に係る届出書」（「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成９年４月１７日付け保険発第５７号）の別紙様式３。以下同じ。）の届出を行った場合における明細書発行体制加算の算定は、明細書を無償交付した全ての患者について行わなければならないのか。

（答）

「明細書無償交付の実実施術所に係る届出書」の届出を行った場合、明細書発行体制加算を算定することとなるが、この場合、全ての患者に対して当該加算を算定する取扱いとする必要があり、一部の患者に限り明細書発行体制加算を算定しないこととする取扱いは認められない。

なお、施術所において特段の事情がある場合、その判断により、明細書発行体制加算を一律に算定しないことを妨げるものではない。

（令和６年１０月１日削除）

（問１－１）明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所（以下「明細書交付義務化対象施術所」という。）は、全ての患者に明細書を無償交付しなければならないのか。

（答）

明細書交付義務化対象施術所は全ての患者に対して明細書を無償で交付する必要がある。

なお、施術所において特段の事情がある場合、その判断により、明細書発行体制加算を一律に算定しないことを妨げるものではない。

※ 明細書交付義務化対象施術所は、全ての患者に明細書を無償で交付する旨の掲示が必要。

（問１－２）明細書交付義務化対象施術所に係る明細書発行体制加算の算定は、明細書を無償交付した全ての患者について行わなければならないのか。

（答）

明細書交付義務化対象施術所は、全ての患者に対して当該加算を算定する取扱いとする必要があり、一部の患者に限り明細書発行体制加算を算定しないこととする取扱いは認められない。

(問 2) 明細書を無償交付しなければならない施術所（明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所。以下「義務化対象施術所」という。）に該当しない施術所（以下「義務化対象外施術所」という。）が「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」を届け出た場合、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書を無償交付しなければならないのか。例えば、同一月に複数回の施術を受けた患者に対して、一回は明細書を無償で交付し、それ以外は有償で交付する取扱いをしてもよいのか。

(答)

「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」は、届け出た施術所は全ての明細書を無償で交付することを前提としたものであり、同一月の施術のうち、一回のみ明細書を無償で交付し、それ以外は有償で交付するといった交付方法は、明細書無償交付の趣旨に反するものであり認められない。

なお、義務化対象外施術所であっても、「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」を届け出た場合は、明細書発行体制加算を算定することを可能としている。

(「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」注 2 参照。)

(令和 6 年 10 月 1 日削除)

(問 3) 明細書の無償交付を行う施術所であっても、明細書発行体制加算を算定しない場合は、「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」の届出は不要としてよいのか。

(答)

「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」は、当該届出を基に、厚生労働省ホームページに明細書を無償で交付する施術所情報を掲載することで、保険者や被保険者等への周知を図り、患者が明細書の無償交付を適切に受けられるために必要なものとなっている。

そのため、義務化対象施術所であるか義務化対象外施術所であるかに関わらず、全ての患者に明細書を無償交付するのであれば、明細書発行体制加算を算定しない施術所であっても、「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」の届出が必要となる。

(令和 6 年 10 月 1 日削除)

(問 3-1) 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置していない施術所（以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。）であって、別紙様式 3 の 1 II「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、全ての患者に明細書を無償交付しなければならないのか。

(答)

明細書交付義務化対象外施術所であって、「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、①従前の取扱いと同様に患者から交付を求められた場合は、明細書を無償で交付する、又は②全ての患者に明細書を無償交付する、のいずれかとなる。そのため、必ず、②全ての患者に明細書を無償交付することが必須ではない。

ただし、①を選択し、全ての患者に対して明細書を無償で交付しない場合、明細書発行体制加算の算定（請求）は認められない。

なお、明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、上記の通り、①患者の求めに応じて明細書を無償で交付する旨（※1）又は②全ての患者に明細書を無償で交付する旨（※2）の掲示が必要。

※1 「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成22年5月24日付け保医発0524第3号）の別紙様式6を参照としつつ、無料で交付する旨を明記すること。

※2 同通知の別紙様式5参照

（問4）明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所が明細書無償交付義務の対象施術所となっているが、「常勤職員」の対象に施術管理者も含まれるのか。

(答)

そのとおり。

（「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」（令和4年5月27日事務連絡）問1参照。）

（令和6年10月1日削除）

（問5）「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」は、いつまでに届け出る必要があるか。

(答)

義務化対象施術所の要件に該当する施術所及び明細書を無償で交付することとした義務化対象外施術所は、速やかに「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」の届出を行う必要がある。

なお、義務化対象施術所は、届出が遅れる場合であっても、義務化対象施術所の要件に該当した時点から明細書無償交付の義務が生じることとなる。

また、明細書発行体制加算の算定を行う場合は、算定する月の前月末日までに届出が行われている必要があり、届出年月日を遡って届出を行うことはできない。

（例）令和4年11月施術分から明細書発行体制加算の算定を行う場合は、令和4年10月中の届出年月日となる。

（令和6年10月1日削除）

(問 5 - 1) 「明細書交付義務化対象外施術所」が明細書を有償で交付することとした場合、別紙様式 3 の 1 II 「明細書有償交付の実施に関する届出」をいつまでに届け出る必要があるか。

(答)

明細書を有償で交付する月の前月末日までに地方厚生（支）局に届け出し、受理される必要がある。

なお、当該届出を行った施術所は、届出が受理された日の属する月の翌月以降、患者から明細書の交付を求められた場合は、明細書を有償で交付することができることとなるが、当該施術所における届け出から明細書を有償で交付する月（受理の翌月）までの間、患者から明細書の交付を求められた場合は、当該患者に対する明細書は無償で交付する必要がある。

※ 明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行った施術所は、患者の求めに応じて明細書を有償（交付料金を明示）で交付する旨の掲示が必要。

(問 5 - 2) 明細書交付義務化対象外施術所はすべて厚生労働省のホームページに施術所名等が掲載されるのか。

(答)

厚生労働省のホームページに施術所名等が掲載されるのは、別紙様式 3 の 1 II 「明細書有償交付の実施に関する届出」を行った施術所であり、当該届出が行われた日の属する月（受理月）の翌月 10 日頃までに厚生労働省のホームページに掲載されることとなる。

(問 6) 「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」の届出をしていない義務化対象外施術所は、全ての患者に対して有償で明細書を交付することは可能か。

(答)

当該義務化対象外施術所については、従前の取扱いと同様に、患者から求められたときのみ明細書を交付することとなるため、患者の求めがない場合は、有償で明細書を交付することは認められない。

なお、患者の求めに応じて明細書を有償で発行する場合であっても、発行に係る費用については、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年 5 月 24 日付け保医発第 0524 第 3 号）2（2）③アにあるとおり、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることとし、掲示で示した内容に沿って説明し、患者の了解を得た上で柔道整復療養費の一部負担金とは別に支払を求めること。

（令和 6 年 10 月 1 日削除）

(問 6－1) 明細書交付義務化対象外施術所であって、別紙様式 3 の 1 Ⅱ「明細書有償交付の実施に関する届出」を届け出していない施術所が、患者に明細書を有償で交付することは可能か。

(答)

明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、明細書を有償で交付することはできない。

(問 6－2) 明細書交付義務化対象外施術所であって、別紙様式 3 の 1 Ⅱ「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所が、施術の都度又は患者によって有償と無償のどちらかを選択して明細書を交付することは可能か。

(答)

明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所は、従前の取扱いと同様に、患者から明細書の交付を求められた場合、明細書を有償で交付する施術所となるため、患者の求めに応じ明細書を無償で交付することは出来ない。

(問 6－3) 明細書交付義務化対象外施術所であって、別紙様式 3 の 1 Ⅱ「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所が、明細書を無償で交付する施術所となる場合は届け出が必要なのか。

(答)

明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所が、明細書を無償で交付する場合、明細書を無償で交付する月の前月末日まで、地方厚生（支）局に別紙様式 3 の 1 Ⅲ「明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出」を行う必要がある。

なお、当該施術所における届け出から、明細書を無償で交付する月（受理の翌月）までの間、患者から明細書の交付を求められた場合、当該患者に対する明細書の有償交付を継続することは差し支えない。

※ 明細書交付義務化対象外施術所であって「明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出」を行った施術所は、全ての患者に明細書を無償で交付する旨又は患者の求めに応じて明細書を無償で交付する旨の掲示が必要。

※ 当該届出に基づき、厚生労働省 H P から、明細書を有償で交付する施術所名等を削除

【長期・頻回施術の通減関係】

(問 1) 長期・頻回施術に係る通減措置 (50/100) の対象となる患者の施術に係る具体的な基準は何か。

(答)

長期・頻回施術に係る通減措置の対象は、負傷部位ごとに、初検日を含む月（ただし、初検の日が、月の 16 日以降の場合にあつては、当該月の翌月）以降、1 月当たり 10 回以上の施術（脱臼、打撲、捻挫、挫傷に係るものであつて、骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を 5 ヶ月連続で受けている患者の施術について、5 ヶ月を超える月の最初の当該施術の算定から、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について通減率 (0.5) を乗じた額で算定することとなる。

なお、当該施術については、6 ヶ月目以降、施術が 1 月当たり 10 回未満になった場合であっても、長期・頻回施術に係る通減措置は継続対象となる。

(問 2) 長期・頻回施術に係る通減措置 (50/100) は令和 6 年 10 月の施術分から対象となるのか。

(答)

そのとおり。

令和 6 年 10 月の施術から通減措置 (50/100) の対象となる施術は、令和 6 年 9 月の施術回数が 10 回以上であり、かつ、初検日を含む月（ただし、初検の日が、月の 16 日以降の場合にあつては、当該月の翌月）以降、1 月当たり 10 回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を令和 6 年 9 月まで 5 ヶ月以上連続で受けている場合となる。

(問 3) 初検日を含む月（ただし、初検の日が、月の 16 日以降の場合にあつては、当該月の翌月）以降、1 月当たり 10 回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を 4 ヶ月連続で受けている患者が、5 ヶ月目に 1 月当たり 10 回未満の施術となった場合、その翌月（5 ヶ月を超える月）が 1 月当たり 10 回以上の施術を受けたとしても長期・頻回に係る通減措置の対象とはならないのか。

(答)

長期・頻回に係る通減措置 (50/100) の対象とはならないが、長期施術に係る通減措置 (75/100) の対象となる。

(問4) 初検日を含む月（ただし、初検の日が、月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）以降、1月当たり10回未満の施術を受けている月がある場合であっても、その後、1月当たり10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を5ヶ月連続で受けているのであれば、その翌月（5ヶ月を超える月）から長期・頻回に係る通減措置の対象となるのか。

(答)

長期・頻回に係る通減措置（50/100）の対象となる。

(問5) 長期・頻回の施術に係る特別の料金の設定（計算方法等）如何。

(答)

長期・頻回施術に係る特別の料金については、通減措置の対象となる施術について、所定料金の100分の75に相当する額（一部負担金相当額含む、1円未満四捨五入）から、所定料金の100分の50に相当する額（同）を差し引いた額の範囲内において徴収する事が出来るものとする。

なお、当該特別の料金を徴収する施術所においては、対象となる施術の内容（1月当たり10回以上の施術を5ヶ月連続で受けた場合等）、当該特別の料金の設定方法等を施術所内の見やすい場所に掲示するとともに、当該特別の料金を徴収する対象施術とその理由等について、当該施術前に患者に十分な説明を行った上で徴収することとする。

また、特別の料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金設定（異なる計算方法等）とすることはできないものとする。

(問6) 長期・頻回の施術に係る特別の料金を患者から徴収した場合、当該特別の料金は消費税の課税対象となるのか。

(答)

保険施術に伴う患者の一部負担金以外のものであるため、消費税の課税対象（※）となる。

※消費税の課税対象事業所の場合

(問7) 長期・頻回の施術に係る特別の料金を患者から徴収した場合、領収証への記載はどのようなになるのか。

(答)

療養費の一部負担金額とは別に、保険外負担として、当該特別の料金にかかる患者の支払額を記載することとなる。

(問 8) 長期・頻回施術に係る通減措置の新設により、支給申請書の様式の変更となったが、印刷済みの従来の支給申請書がなくなるまでの間、取り繕って使用しても差し支えないか。

(答)

差し支えない。

なお、この場合の記載方法は、

① 「継続月数」の場合

「摘要」欄に該当となる「(番号) 負傷名」と1月当たり10回以上の施術が継続している月数(5ヶ月以上連続の場合は、治癒、中止、転医するまで継続記載)を記載

② 「頻回」の場合

「長期」欄に0.5を記載。

なお、同月に施術を受けている他負傷名が長期施術に係る通減の対象となる場合は、当該負傷の「長期」欄に0.75を記載する。

※摘要欄の記載例；長期頻回該当：(1) 頸部捻挫、継続月数6月

【患者ごとの償還払いへの変更関係】

(問 1) 初検日から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続(5ヶ月連続)して受けている患者の施術は長期・頻回施術の通減対象となるが、当該通減対象となった施術を受けている患者すべてが患者ごと償還払いに変更することとなるのか。

(答)

長期・頻回施術の通減対象となる施術を受けている患者であっても、一律に患者ごとの償還払いへの変更の対象とはならない。

患者ごとの償還払いへの変更については、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合について、保険者等は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めることとしている。

また、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めることとされており、長期・頻回施術の通減対象であることのみをもって一律に患者ごと償還払いへ変更することとはしていない。

(問 2) 患者ごとの償還払いに変更できる事例として「長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者(算定基準の備考4.ただし書に規定する場合に該当する患者)」が追加されたが、長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者に対する償還払い注意喚起通知の送付可能時期はいつ頃か。

(答)

長期かつ頻回な施術（5ヶ月連続で1月当たり10回以上の施術を受療）を受けている患者の療養費請求（後療料、温電法料、冷電法料及び電療料）が、逓減措置（50/100）により算定された場合、注意喚起通知の送付が可能となる。